

大分県報

令和三年
第一七六号
一月二十六日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による介護機関の指定……………	一
救急病院等の認定……………	一
青少年に有害な興行の指定……………	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧……………	二
令和二年十一月に収去した飼料の試験結果の概要……………	二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………	二
特定農業用ため池の指定……………	三
指定予定保安林（六件）……………	六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	八
都市計画事業の事業計画の変更認可……………	九
都市計画図書の縦覧（二件）……………	九

告示

大分県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
介護付有料老人ホーム「たんぽぽの家」	宇佐市大字樋田四五番地一	株式会社悠隆	宇佐市大字樋田四五番地一	介護予防特定施設入居者生活介護	令二・八・一

大分県告示第五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	永富記念病院	大分市大字玉沢七八番地	令三・一・一から 令五・一二・三まで
救急病院	川寫整形外科病院	中津市大字宮夫一七番地	令三・一・二から 令六・一・一まで

大分県告示第五十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由

令和三年一月二十六日

大分県報（告示）

令二・一・二四	映画	5人の女 愛と金とセックスと・・・	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	わいせつ珍談 異次元セックスの世界	新東宝映画	
〃	〃	車内痴漢 ステキな指あそび	オーピー映画	
〃	〃	好色男女 セックスの季節	オーピー映画	

大分県告示第五十九号

次の者から提出のあつた産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名
中津市大字田尻二千五百番地の一
株式会社大和

代表取締役 伊 藤 秀 昭

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
中津市大字田尻崎十一番

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号に定める汚泥の焼却施設、同条第五号に定める廃油の焼却施設、同条第八号に定めるプラスチック類の焼却施設及び同条第十三号の二に定める産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、動物のふん尿及び動物の死体(以上十六種類)

2 特別管理産業廃棄物
感染性産業廃棄物

五 申請年月日

令和二年十二月二十四日

六 縦覧期間

令和三年一月二十六日から同年二月二十五日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び北部保健所

大分県告示第六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第九十八号)第十一条第三項の規定により、令和二年十一月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地 ジェイエム九州くみあい飼料株式会社大分工場 7290001007083 速見郡日出町大字川崎字浜田5969番地の10	収去場所及び法人番号 同左	飼料の名称 くみあい配合飼料アライトレインヤー15VE	製造年月 令和2年11月	試験項目 栄養成分等-粗たんぱく質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分	違反の内容 -
株式会社大分くみぎ 2320001008347 速見郡日出町川崎5969の13	同左	NEWこたから	令和2年11月	栄養成分等-粗たんぱく質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分	-

大分県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長三河明史からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定に

より土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができるとする。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名 県営防災ダム事業 (防災ため池)	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	貴船池地区	令三・一・二六から 令三・二・一五まで	国東市役所

大分県告示第六十二号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

農業用ため池の名称	農業用ため池の所在地	指定年月日	古屋敷溜池	宮窪	古堤	戸ノ上溜池	杵棒堤	宝来溜池	赤迫溜池	猿喰溜池	長迫下溜池	宮谷溜池	北迫の上溜池	新堤溜池（野稻原新池）	かくれ山溜池	観音寺溜池	尾津留ヶ迫大堤	倉本上溜池	笠岩溜池	安楽溜池	石葉溜池	柚の木溜池	柳ノ木溜池	榎峠溜池	大平溜池	向迫溜池
白水溜池	大分市大字横尾一二七番三地先	令和二・六・三〇	大分市大字八幡八一二番一地先																							
西谷溜池	大分市大字細二二三八番地先	令和二・六・三〇	大分市大字上判田五五五番地先																							
東谷溜池	大分市大字細二四七〇番地先	令和二・六・三〇	大分市大字政所二六四九番一地先																							
明り谷溜池	大分市大字上判田四一〇〇番二地先	令和二・六・三〇	大分市大字吉野原一三三四番地先																							
首り溜池	大分市大字上判田四〇六六番三地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三六七九番地先																							
藤助溜池	大分市大字竹中五五七五番地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三三三番地先																							
下池溜池（上り尾）	大分市大字上戸次一四八七番地先	令和二・六・三〇	大分市大字吉野原一三三九番地先																							
上池溜池	大分市大字上戸次八三八番地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三三三番地先																							
西の迫溜池	大分市大字宮尾一五四九番地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三三三番地先																							
銚迫溜池	大分市大字久土一五七五番地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三三三番地先																							
野稻原溜池	大分市大字久土二三四八番地先	令和二・六・三〇	大分市大字東上野三三三番地先																							

令和三年一月二十六日

大分県報（告示）

八ヶ久保溜池	大分市大字宮尾一六八七番地先	令和二・六・三〇	鮎埴池	中津市三光白木一八〇六番地先	令和二・六・三〇
天神口溜池	大分市大字佐野二八一九番地先	令和二・六・三〇	長沢池	中津市三光小袋四三六番地先	令和二・六・三〇
猪の谷第一溜池	大分市大字本神崎五三六番地先	令和二・六・三〇	高柳池	中津市三光小袋五五四番地先	令和二・六・三〇
猪の谷第二溜池	大分市大字本神崎五三九番地先	令和二・六・三〇	平石下池	中津市三光西秣二〇八五番地先	令和二・六・三〇
長迫溜池	大分市大字木佐上四四九番地先	令和二・六・三〇	平石上池	中津市三光西秣二〇八七番地先	令和二・六・三〇
松迫溜池	大分市大字木佐上六四九番地先	令和二・六・三〇	森山池	中津市三光森山三五五番地先	令和二・六・三〇
磯松溜池	大分市大字木佐上一九二七番一地先	令和二・六・三〇	横道池	中津市三光森山二八七番地先	令和二・六・三〇
岩屋溜池	大分市大字木佐上一九二七番一地先	令和二・六・三〇	シヨウケ池	中津市三光森山二八二番地先	令和二・六・三〇
大原溜池	大分市大字木佐上一九二七番一地先	令和二・六・三〇	冠石野上池	中津市耶馬溪町大字冠石野五〇二番地先	令和二・六・三〇
鍵山（二）溜池	大分市大字志生木七五一番地先	令和二・六・三〇	冠石野下池	中津市本耶馬溪町冠石野二五八番地先	令和二・六・三〇
瓦崎溜池	大分市大字一尺屋二〇八一一番二地先	令和二・六・三〇	樋田中池	中津市本耶馬溪町樋田二六四番地先	令和二・六・三〇
山内溜池	大分市大字志生木一七七四番一地先	令和二・六・三〇	樋田下池	中津市本耶馬溪町樋田二六四番地先	令和二・六・三〇
皿池	中津市大字大貞三七九番地先	令和二・六・三〇	檜原池	中津市耶馬溪町大字中畑一四一四番地先	令和二・六・三〇
大悟法池	中津市大字大貞三八〇番地先	令和二・六・三〇	萩尾池	日田市大字二串一三三六番二地先	令和二・六・三〇
丸沢池	中津市大字大貞三八一番地先	令和二・六・三〇	高瀬第二池	日田市大字高瀬二一六二番地先	令和二・六・三〇
三角池（御澄池）	中津市大字大貞二〇九番五地先	令和二・六・三〇	高瀬第一池	日田市大字高瀬二一六二番地先	令和二・六・三〇
新池（上池永）	中津市大字上池永四三八番地先	令和二・六・三〇	東寺（子）	日田市大字日高二八〇番二地先	令和二・六・三〇
合馬古池	中津市大字合馬三四三番地先	令和二・六・三〇	東寺（親）池	日田市大字求来里五一七番地先	令和二・六・三〇
合馬新池	中津市大字合馬三四四番地先	令和二・六・三〇	へボ山	日田市大字鶴河内四二四六番地先	令和二・六・三〇
新池（是則）	中津市大字是則一〇九一番地先	令和二・六・三〇	宮尾	日田市大字鶴河内四八六一番五地先	令和二・六・三〇
中池（四池）	中津市大字野依一二五九番地先	令和二・六・三〇	刈屋上	日田市大字花月四〇〇八番七地先	令和二・六・三〇
烏ヶ池二号	中津市大字犬丸二一五四番地先	令和二・六・三〇	柳原池	日田市大字花月四〇〇八番四地先	令和二・六・三〇
大沢池	中津市大字犬丸二四三〇番地先	令和二・六・三〇	小塚	日田市大字花月三〇三二番地先	令和二・六・三〇
古池（諸田）	中津市大字諸田一〇七〇番一地先	令和二・六・三〇	水上池	日田市大字花月四二九二番地先	令和二・六・三〇

足ヶ迫	日田市大字花月三〇九一番四地先	令和二・六・三〇	楠溜池	杵築市山香町大字吉野渡字楠原一四一九番地先	令和二・六・三〇
石場池	日田市中津江村合瀬二七一四番二地先	令和二・六・三〇	小谷大池	杵築市山香町大字内河野字小谷池一九六三番地先	令和二・六・三〇
塔ノ本	日田市大山町東大山七九二番二地先	令和二・六・三〇	鍋ヶ谷下池	宇佐市大字今仁一〇四五番地先	令和二・六・三〇
蛇崎	佐伯市大字池田二二六一番地先	令和二・六・三〇	劍の池	宇佐市大字赤尾九一〇番地先	令和二・六・三〇
新池溜池	臼杵市大字大野一五四四番地先	令和二・六・三〇	袋山上池	宇佐市大字下元重一〇四二番地先	令和二・六・三〇
森屋一号	竹田市高伏字高岩一五八四番一地先	令和二・六・三〇	今成下池(照山池)	宇佐市大字今成四七九番地先	令和二・六・三〇
古園	竹田市古園一〇六〇番地先	令和二・六・三〇	落袋池	宇佐市大字山口一二一番地先	令和二・六・三〇
白水	竹田市荻町西福寺六二二四番地先	令和二・六・三〇	稲丸池	宇佐市大字四日市一〇四八番一地先	令和二・六・三〇
椿山溜池	竹田市久住町大字白丹七七六番地先	令和二・六・三〇	常德池	宇佐市大字四日市四〇四四番一地先	令和二・六・三〇
名子山(中園)下	竹田市直入町大字長湯九一八二番地先	令和二・六・三〇	野地池	宇佐市大字末六〇六番地先	令和二・六・三〇
名子山(中園)上	竹田市直入町大字長湯九一八三番地先	令和二・六・三〇	内山下池	宇佐市大字上矢部一〇二二番地先	令和二・六・三〇
字曾(八ノ久保)	竹田市直入町大字長湯一〇〇七番一地先	令和二・六・三〇	谷山下池	宇佐市大字上矢部三八二番地先	令和二・六・三〇
山の神溜池	杵築市大字鴨川字鴨川一〇四七番二地先	令和二・六・三〇	新池(ひし形池)	宇佐市大字日足五四六番地先	令和二・六・三〇
七双子溜池	杵築市大字南杵築字奈良双子二九六四番地先	令和二・六・三〇	重箱池(金丸新池)	宇佐市大字金丸三二〇番地先	令和二・六・三〇
明戸石溜池	杵築市大字奈多四八五番一地先	令和二・六・三〇	白岩池	杵築市山香町大字向野八二九番一地先	令和二・六・三〇
梶ヶ浜溜池	杵築市熊野字出口九三二番地先	令和二・六・三〇	久保池	宇佐市大字江熊七三九番地先	令和二・六・三〇
杵掛新池	杵築市大田杵掛三二八六番地先	令和二・六・三〇	野田池	宇佐市大字山五七八番地先	令和二・六・三〇
堂ノ迫池	杵築市大田白木原字堂ノ迫九三九番地先	令和二・六・三〇	両戒池	宇佐市大字両戒三六八番地先	令和二・六・三〇
述の池溜池	杵築市山香町大字内河野字池ノ平一一〇八番二地先	令和二・六・三〇	大明神池	宇佐市大字正覚寺一九〇番地先	令和二・六・三〇
小谷溜池(法照寺)	杵築市山香町大字内河野字小谷一三三三番地先	令和二・六・三〇	袋山下池	宇佐市大字下元重一〇四二番地先	令和二・六・三〇
久保の谷溜池	杵築市山香町大字小武字久保二五〇四番二地先	令和二・六・三〇	南ヶ迫池	宇佐市院内町小稲六五九番地先	令和二・六・三〇
早馬溜池	杵築市山香町大字山浦字石河野四五六四番地先	令和二・六・三〇	萩原池	宇佐市院内町大重見三一一番地先	令和二・六・三〇
			七駄切池	宇佐市院内町大重見七一六番地先	令和二・六・三〇

上の山地	宇佐市院内町高並六四八番地先	令和二・六・三〇	南河内池	国東市国東町深江六二九番二地先	令和二・六・三〇
奥山上池	宇佐市院内町月俣六二〇番地先	令和二・六・三〇	落水池(後野)	国東市国東町東堅来字六二七番一地先	令和二・六・三〇
奥山下池	宇佐市院内町月俣六四二番地先	令和二・六・三〇	明治池	国東市国東町富来二九一六番二地先	令和二・六・三〇
和田新池	玖珠町大字日出生一六九五番一地先	令和二・六・三〇	松原池	国東市国東町浜崎三〇五四番一地先	令和二・六・三〇
小蝶池	宇佐市院内町齋藤七一八番地先	令和二・六・三〇	大谷池	国東市国東町中田二九三九番地先	令和二・六・三〇
島の本池	宇佐市安心院町新貝一四九番地先	令和二・六・三〇	八乙池	国東市国東町下成仏一三四六番地先	令和二・六・三〇
久井田池	宇佐市安心院町矢崎五五八番地先	令和二・六・三〇	新池	速見郡日出町字鍛冶屋園一七六番地先	令和二・六・三〇
境ノ坪池	宇佐市安心院町境ノ坪一六一番地先	令和二・六・三〇	衛藤(一)	玖珠郡九重町大字右田二四〇四番地先	令和二・六・三〇
白砂子池	宇佐市安心院町板場一三〇七番地先	令和二・六・三〇	衛藤(二)	玖珠郡九重町大字右田二三九二番地先	令和二・六・三〇
イヤリ池	宇佐市安心院町板場一一四四番地先	令和二・六・三〇	作草池	玖珠郡九重町大字町田三三五七番地先	令和二・六・三〇
蓑草池	宇佐市安心院町辻六一二番地先	令和二・六・三〇	天	玖珠郡玖珠町大字山下一〇四〇番地先	令和二・六・三〇
貴船池	宇佐市安心院町佐田三一四番一地先	令和二・六・三〇	<p>大分県告示第六十三号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。</p> <p>令和三年一月二十六日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所 国東市国見町千燈字山ノ神一二六六番・一二七〇番・一二七二番一・一二七八番一・一二七九番・一二八二番一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一二六七番、一二七二番二、一二七八番二</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>		
栗ノ木	豊後大野市三重町上田原六四四番二地先	令和二・六・三〇			
辻	豊後大野市三重町上田原一七四〇番二地先	令和二・六・三〇			
迫田	豊後大野市三重町浅瀬四五二番地先	令和二・六・三〇			
大堤	豊後大野市三重町秋葉三五〇一番地先	令和二・六・三〇			
津留	豊後大野市清川町字田枝二一九九番地先	令和二・六・三〇			
妙勝庵	豊後大野市大野町田中一九五三番地先	令和二・六・三〇			
西谷	豊後大野市犬飼町高津原一二〇三番地先	令和二・六・三〇			
猪ノ頭溜池	由布市挾間町鬼瀬一一八〇番地先	令和二・六・三〇			
時松溜池	由布市挾間町時松七五九番地先	令和二・六・三〇			
近畑溜池	由布市挾間町鬼瀬八六九番地先	令和二・六・三〇			
ナラカヤ溜池	由布市挾間町来鉢五六一番地先	令和二・六・三〇			
吹上溜池	由布市挾間町古野一〇二二番地先	令和二・六・三〇			

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字高瀬字清水五八三五番、五八五四番、五八五五番

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市弥生大字小田字西ノ又一一四番（次の図に示す部分に限る。）、一二五番、一二六番、一二八番から一三二番まで

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字西ノ又一一四番・一二六番・一三二番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字木浦内字上落水一二〇〇番一七、一二〇〇番一八、一二〇〇番二〇、字椿原一二四二番一、一二四二番二、一二四三番

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字上落水一二〇〇番一七・一二〇〇番一八・一二〇〇番二〇・字椿原一二四二番一

(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、一二四二番二
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字徳浦字山ノ神一〇〇三番二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字山ノ神一〇〇三番二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字ムタ平一三九五番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)(第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
---------	-----	-------	----------------------	-------	---	----

川花合野	由布市 湯布院 町湯平 ・由布 市湯布 院町下 湯平・ 玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	(「別図」は、 省略し、大分土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。)
------	---	----------------------------------	-----	------------	--------	--

大分県告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年一月二十六日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称
大分市

二 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画下水道事業
大分市公共下水道

三 事業施行期間
変更なし

四 事業地
1 収用の部分
変更なし
2 使用の部分
変更なし

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画図書の写し

の送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和三年一月二十六日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
大分都市計画地区計画 田ノ浦地区地区計画（大分市決定）

二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和三年一月二十六日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
大分都市計画下水道 大分公共下水道（大分市決定）

二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

令和三年一月二十六日

大分県報（告示・公告）